

入所児童小遣い等取扱規程

(趣旨)

第1条 この要領は、施設入所児童に支給する小遣いに関し、必要な事項を定める。

(小遣い支給児童)

第2条 小遣いを支給する児童は、次の各号の施設に措置入所している児童とする。

- (1) 臨海学園
- (2) 同仁会子どもホーム
- (3) 内原和敬寮
- (4) 内原深敬寮
- (5) つくば香風寮

(支給額)

第3条 小遣いの支給額は、次の各号のとおりとする。

- | | | |
|-------------------|----|---------|
| (1) 高校生以上 | 月額 | 10,000円 |
| (2) 中学生 | 月額 | 3,000円 |
| (3) 小学生高学年(4～6年生) | 月額 | 2,000円 |
| (4) 小学生低学年(1～3年生) | 月額 | 1,500円 |
| (5) 未就学児 | 月額 | 500円 |

(支給方法)

第4条 小遣いは、原則として現金で児童本人に直接支給するものとする。

- 2 未就学児等で、児童に直接支給することが困難と施設長が認める場合は、職員が管理することができる。この場合の管理の方法は、施設長が定める。

(使用状況の把握)

第5条 小遣いの使用状況については、小遣い帳等により把握し、児童の生活指導に役立てなければならない。

(委任)

第6条 この要領に定めのない事項及びその他必要な事項は施設長が定める。

付 則

この要領は、平成16年8月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成19年5月26日から適用する。

付 則

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。